

広島県教育委員会教育長告示第十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県立歴史民俗資料館の入館料徴収事務を次のとおり委託した。

令和四年十一月十四日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

委託を受けた者	名 称	株式会社西日本ファシリテイー
	住 所	福山市東深津町七丁目一五番二号
委託した年月日 (委託期間)		令和四年三月一〇日 (令和四年四月一日～ 令和七年三月三十一日)